

日本スポーツとジェンダー学会「論文賞」規約

2010年7月3日総会承認
2011年6月18日一部改訂
2016年10月16日一部改訂

(目的)

第1条 日本スポーツとジェンダー学会会則第3条に定める目的達成を促進するために、日本スポーツとジェンダー学会「論文賞」を設ける。本賞は本学会初代会長飯田貴子氏のご寄付に基づくものである。

(対象)

第2条 本賞は、原則として本会会員によるスポーツとジェンダー研究分野の優れた業績（出版物、論文、報告書、学位論文（修士・博士）等）に授与する。

(賞)

第3条 受賞1件に対し、賞状および副賞を贈呈する。対象となった業績が共著の場合、賞状は共著者全員に授与する。

(応募)

第4条 応募は他薦とする。推薦者は本学会の会員でなければならない。ただし、本学会が発行する研究誌「スポーツとジェンダー研究」に掲載された論文は、推薦がなくても選考対象とする。

(対象期間)

第5条 本賞は奇数年度の総会において表彰されるものとし、前年度末までの過去3年間に出版され、当該奇数年度4月末までに応募がなされた業績を選考対象とする。ただし、「スポーツとジェンダー研究」に掲載された論文については、過去2年間分を対象とする。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、論文賞選考委員会が行う。

(論文賞選考委員会)

第7条 論文賞選考委員は理事会が選任し、会長が委嘱する。選考委員会委員は、自らが被推薦者または推薦者となっている業績の選考に従事することはできない。選考委員長は選考委員の互選による。

(表彰等)

第8条 受賞者の表彰は、奇数年度の総会において、選考委員長が選考経過を報告の上、行う。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は、理事会の議決による。

付則

この規約は2010年7月3日から施行する。